

陳 情 回 答 緜

(陳情第 39 号～第 66 号)

令和 3 年第 3 回 市議會委員會審查分

堺 市 議 會

目 次

陳情第	3 9 号	行政にかかる諸問題について.....	1
陳情第	4 0 号	受動喫煙対策について.....	2 1
陳情第	4 1 号	行政にかかる諸問題について.....	2 3
陳情第	4 2 号	保育施策等について.....	3 3
陳情第	4 3 号	教育環境の整備について.....	3 9
陳情第	4 4 号	行政にかかる諸問題について.....	4 1
陳情第	4 5 号	図書館行政について.....	5 7
陳情第	4 6 号	野良猫対策について.....	5 9
陳情第	4 7 号	野良猫対策について.....	6 1
陳情第	4 8 号	障害者施策の充実について.....	6 3
陳情第	4 9 号	衛生研究所について.....	6 9
陳情第	5 0 号	新型コロナウイルスワクチンについて.....	7 1
陳情第	5 1 号	児童自立支援施設について.....	7 3
陳情第	5 2 号	美術館について.....	7 5
陳情第	5 3 号	堺台場について.....	7 7
陳情第	5 4 号	北区の地域文化施設について.....	7 9
陳情第	5 5 号	スポーツ施策について.....	8 1
陳情第	5 6 号	堺環濠都市北部地区について.....	8 3
陳情第	5 7 号	公共交通について.....	8 5
陳情第	5 8 号	交通対策について.....	8 7
陳情第	5 9 号	学校図書館について.....	9 1
陳情第	6 0 号	図書館行政について.....	9 3
陳情第	6 1 号	公立幼稚園について.....	9 5
陳情第	6 2 号	感染症対策について.....	9 7
陳情第	6 3 号	少人数学級について.....	9 9
陳情第	6 4 号	放課後施策について.....	1 0 1
陳情第	6 5 号	放課後施策について.....	1 0 3
陳情第	6 6 号	放課後施策等について.....	1 0 7

番 号	陳情第39号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9月28日

(審査結果)

第7項

現在、議会の様子は、全戸に配布される「広報さかい」をはじめ、堺市議会ホームページ、インターネット中継などをとおして市民の皆様にお伝えしています。

「広報さかい」におきましては、「議会のうごき」としまして、定例会や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づきできるだけ多く掲載するとともに、重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載するなど、その内容の充実に努めているところです。また当該内容は、あわせて堺市議会ホームページにも掲載しております。

ご要望の別だてでの「議会だより」の発行につきましては、多くの紙資源と多額の経費を要する等課題もあり、行っておりません。

今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどをとおして、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

番 号	陳情第39号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（政策企画部）						
<p>本市では、市民一人ひとりが住んでいるまちに愛着や誇りを持って最大限に個々の力を發揮し、地域全体で行政と連携・協働しながら、地域課題の解決や魅力創出などに参画する協働を推進しています。</p> <p>本市では住民自治基本条例は制定していませんが、住民自治に基づく情報公開制度をはじめ、パブリックコメント制度、区政策会議等の各制度・取組を通じて市政への市民参画や協働、市民意見の反映を進めています。</p>						
第9項（広報戦略部市政情報課）						
<p>市民と市長が対話できるような場については、これまでいろいろな機会を捉え、設けてまいりました。また、各局区においても様々な手法で市民の声をお聴きしているところです。対話の場については、新型コロナウイルス感染状況も勘案しながら、引き続き、効果的な方法等を検討してまいります。</p>						
第10項（広報戦略部広報課）						
<p>「広報さかい」は、昨年度策定した広報戦略に基づき、引き続き内容の充実を図っていきます。10月号から、「安心と発見を届ける市民の頼りになる広報紙」をコンセプトに、全ページのカラー化や巻頭特集の掲載などにより分かりやすく、見たい記事が探しやすい広報紙へとリニューアルを行います。また、幅広い世代に読まれ市民の皆さんに頼りにされる広報紙をめざします。</p> <p>配布については、誤配布の無いよう適切にお届けできるよう努めてまいります。</p>						
第11項（広報戦略部広報課）						
<p>「府政だより」については、全戸配布の要望があることについて発行元の大阪府府民文化部府政情報室へご要望ください。</p>						

番 号	陳情第39号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第12項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局商工労働部産業政策課） 新型コロナウイルス感染拡大の影響により減少しているインバウンドについては、その回復状況を見ながら、関係団体と連携の上、効果的な取組を柔軟に進めてまいります。						
本市の副首都推進本部への参画については、大阪府、大阪市と連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長につなげていくことを目的としたものです。同本部への参画により、引き続き連携を強化し、本市における成長に向けた取組を推進していく必要があると認識しています。						
また、カジノを含む統合型リゾート（IR）については、平成30年「特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）」が制定され、現在、国において基本方針が示されており、大阪府・大阪市においては、令和3年3月に実施方針を確定・公表しましたが、本市はIR誘致には関わっていません。						
第13項（広報戦略部市政情報課） 本市において、個人情報を取扱う業務委託を行う際は、「堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準」に基づき、受託事業者における秘密の保持、罰則、適正管理、返還、廃棄等の事項を定めた契約を締結することとしており、必要に応じて個人情報を取り扱う施設の実地調査を行う等、受託事業者が個人情報に係る事故等を起こさないよう適切に指導、監督等の対応を行っています。						
また、受託事業者は、本市の承諾の上、業務の一部を再委託したとき、その契約内容を速やかに書面で本市へ報告し、再委託先には受託事業者と同様に個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、必要な教育及び研修の義務を負わせたうえで、その遵守を監督し、個人情報に係る事故防止に努めています。						

番 号	陳情第39号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第14項（行政部総務課）

自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されており、これに基づいて、防衛大臣から堺市長に対して募集対象者情報の提出を依頼されています。募集対象者情報の提供は法令に定められた適法な事務であり、法令に基づき提供を行うものです。提供しないことを希望される方への周知につきましては、どのように対応していくか検討してまいります。

番 号	陳情第39号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第15項（財政部財産活用課）（市政集中改革室ファシリティマネジメント担当）						
市では、「堺市公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進しています。						
用途を廃止した公共施設の跡地については、市の各分野における計画を踏まえつつ、庁内関係部局が連携のうえ、まずは庁内での有効な活用方法を検討します。それでもなお利用用途が無い財産については売却や貸付等により、市の財源確保に努めています。						
当該地は、平成25年度に大泉小学校と大泉中学校の小中一貫化による統合によってできた余剰地であり、庁内での利活用を検討したうえで、一般競争入札により売却することとしたものです。						
また、余剰地の売却に当たって、関係団体等に説明を行っております。						
なお、売却予定地にのぼりを立てているのは、出来るだけ多くの事業者に周知をするための方法のひとつです。						
第16項（税務部税制課）						
消費税率（国・地方）引上げによる增收分は、社会保障・税一体改革により、全て社会保障に充てられています。消費税率10%への引上げによる增收によって、待機児童の解消、幼児教育・保育の無償化など子育て世代の社会保障が充実し、全世代型への社会保障制度改革が進んでいます。						
以上のような趣旨を踏まえると、本市から国に意見を申し入れるべきではないと考えております。						
第17項（財政部財政課）						
本市の国に対する「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」において、市の新型コロナウイルス感染症対策に活用できる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、増額及び対象事業の拡大など、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、必要とされる額の確保を行うことなどを国に要望しています。						

番 号	陳情第39号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第18項（選挙管理委員会事務局）

投票所については、選挙人の利便を図り、併せて投票管理事務の合理化を促進するため、交通の利便性や地域の特性を考慮して設定しております。

また、移動が困難な障害者及び重度の在宅療養者等の選挙権行使を容易にするため、郵便投票の対象者を現在の「要介護5」から「要介護4」及び「要介護3」全体に拡大するよう指定都市選挙管理委員会連合会において、法改正要望に取り組んでいます。

今後も有権者のニーズを踏まえた「誰もが投票しやすい環境づくり」を進めてまいります。

番 号	陳情第39号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第19項（危機管理室防災課）（教育委員会事務局学校管理部学校施設課）						
<p>本市では、これまでの台風等の風水害時の避難所運営では、体育館だけでなく、空調設備のある教室等を避難スペースとして使用するなど、避難者の体調に配慮し、施設管理者と調整を図りながら臨機に対応しています。</p> <p>また、災害時にはレンタル事業者等との防災協定を活用し、スポットクーラーなどの空調機器を手配します。なお、各地の災害時では、被災地からの要請を待たずに必要な物資を緊急的に届ける国の支援により、被災地の避難所にスポットクーラー等の冷房機器が配置されています。</p> <p>体育館のエアコン整備については今後の施設整備の課題の一つと考えており、国の動向、他の市の状況などを注視し、災害時の避難所になることも念頭に置きながら研究を進め、今後も大規模災害を想定した良好な避難所環境の確保に取り組みます。</p>						

番号	陳情第39号	所管局	市民人権局			
件名	行政にかかる諸問題について					
第20項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）（南区役所区政企画室）						
<p>区政策会議は、区民等の意見を反映しつつ、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現を図るため、区民参画と区長の政策立案を支える仕組みとして、区ごとを開催することとし、テーマの設定、委員の構成や人数をはじめ、区が主体的に、実情等に合わせた会議を運用できるようにしています。</p> <p>各区においては、既に開催した区もありますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、早期に開催できるよう準備を進めております。</p> <p>また、会議での議論の内容は、議事録等を作成し、ホームページ等で広く公表します。</p> <p>今後も、区民の参画を促し、区民との協働により、区域の課題解決や特色に応じた取組を推進できるよう努めます。</p>						
第21項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）（南区役所総務課）						
<p>市民の相談窓口については、広報さかいにおいて、「今月の相談」の欄に区役所を含め市で行っている主な相談先（区役所の相談は別記にもあります。）を記載しているほか、別記の「区役所の相談」の欄には、お住まいの区役所以外の区役所で相談ができるものは、「どの区でも」という記載をしています。</p> <p>また、ホームページにおいても、相談窓口に特化したページを作成しています。</p> <p>今後も、市民ニーズを踏まえながら、利便性向上に向けて取組を進めます。</p>						
第22項（男女共同参画推進部生涯学習課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）						
<p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずどなたでもご利用いただけます。公民館の増設予定はございませんが、現在市内に設置している6館を学習活動やコミュニティ活動の場として、幅広くご活用ください。</p> <p>老人福祉センターは、今日の社会的背景、利用者の固定化や設備の老朽化といった施設が抱える課題を踏まえ、限られた資源や財源を有効活用するという観点から見直しを検討しております。</p> <p>令和2年3月に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」においては、「老人福祉センターの入浴事業については、令和6年度末までを目途に事業継続すること」とし、あわせて、「老人福祉センターの事業内容を見直し、身近な地域における高齢者の介護予防や社会参加に資する事業へと転換を図る」としております。現在は、当該指針に基づき、より地域に開かれた事業を実施するなど、時代に合った施設へ転換するための手法を検討しております。</p>						

番 号	陳情第39号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第23項（男女共同参画推進部男女共同参画センター）						
<p>利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めたいと考えていますので、ご理解を願います。</p>						
第24項（人権部人権推進課）						
<p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するほか、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、様々な機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えています。</p>						
<p>今後も、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めます。</p>						
<p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めていました。</p>						
第25項（人権部人権推進課）						
<p>日本国憲法、中でも第9条につきましては、様々な議論がなされていることは認識しています。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えています。</p>						
<p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組みます。</p>						
第26項（人権部人権推進課）						
<p>本市では、「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示や、平和を啓発する事業の実施など、平和に関する取組を推進してきました。</p>						
<p>今後も、戦争の悲惨さ、平和の尊さを、次世代に伝えていくことで、平和社会の実現を図ります。</p>						

番 号	陳情第39号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第27項（健康部保健所感染症対策課）

医療体制について、病床及び宿泊施設の確保は、大阪府が一元的に行っていきます。本市としては、医師会等の関係機関と連携し、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、引き続き大阪府と協力して対応していきます。

自宅療養者の支援については、看護師等の有資格者が健康観察を行うとともに、自宅療養者の健康管理に必要な物品を購入し、自宅療養をされている患者向けにパルスオキシメーターや体温計の貸し出しを行っています。また、不安や負担の軽減、及び買い物のため外出し感染を拡大させることを防ぐことを目的として、希望する方へ食料品や日用品を詰め合わせた「自宅療養等応援パック」をお届けしています。さらに、新たな支援策として、医師による健康相談体制強化、看護師の訪問による重症化予防・早期対応、自宅療養者の濃厚接触者（家族等）の宿泊施設利用事業を実施しています。今後も感染状況を注視しつつ、重症化予防と安心できる療養支援の実現を目的に自宅療養者への支援策を強化していきます。

保健所の体制については、これまで感染症対策課を中心に局内外の職員の応援や看護職の人材派遣、検体回収の外部委託等により体制強化を図ってきたところです。さらなる体制の強化を図るため、疫学調査や濃厚接触者への検査、健康相談に携わる看護師や事務職員等を人材派遣により増員するとともに、疫学調査を行う看護師を任期付短時間勤務職員の採用により増員するなど、今後も引き続き感染状況を注視しつつ、感染状況に応じて適切に対応できる体制を確保していきます。

医療機関が取り組む感染拡大防止や医療体制の整備に必要な経費について、国や府において支援を行っています。また、独立行政法人福祉医療機構が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設向けの優遇融資を実施しており、医師会等を通じて、周知を図っています。なお、感染症拡大により減収などの影響を受けた市内の事業者全般に対しては、国、府及び市の支援情報をホームページ等で発信するとともに、金融支援策等による事業継続支援に努めています。

本市のPCR検査等の実施体制については、これまでの帰国者・接触者外来の増設に加え、新たに地域外来・検査センターを設置し、さらに堺市医師会や医療機関の協力のもと設置した発熱外来において検査実施体制を確保しています。

また、大阪府内共通の取組として、高齢者施設等「スマホ検査センター」を設置し、高齢者施設、障害者施設等の従事者及び利用者に加え、新たに保育所、こども園、幼稚園等の従事者等を対象とし、少しでも症状のある方について、医師の判断によらず検査を受けていただくことのできる体制も構築しています。今後も検査体制のさらなる充実に向けて、検査スキームや検査対象について、国の動向を注視していきます。

新型コロナワクチンの接種につきましては、新型コロナウイルスの感染による重症化リスクの高い高齢者の方や基礎疾患を有する方から、年齢順に接種を進めているところです。すでに、65歳以上の高齢者の方の約9割の方が2回の接種を終え、順次対象年齢を拡大して接種

番 号	陳情第39号	所管局	健康福祉局
-----	--------	-----	-------

件 名	行政にかかる諸問題について
-----	---------------

を進めているところです。引き続き、希望するすべての方が安心して接種を受けられるよう取り組んでまいります。

また、今後、接種対象となる若年層の方が安心して接種を受けられるよう、広報や市ホームページなどを通じて、ワクチン接種や副反応に関する正確かつわかりやすい情報の提供に取り組んでまいります。

第28項（長寿社会部国民健康保険課）

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。

大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、令和4年度以降の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。

第29項（長寿社会部医療年金課）

国において、社会保障制度の持続可能性を確保し、世代間の公平性を図るため、医療の給付と負担の在り方についての検討を行った結果、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和4年度の後半から一定所得以上の被保険者の窓口負担を2割に引き上げることになりました。

また、施行に当たっては、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1か月分の負担増を最大でも3,000円に収まるよう、配慮措置が併せて導入されます。

本市といたしましては、今後、後期高齢者の必要な受診が抑制される事態が生じないように、国に対し必要な措置を講じるよう要望を行ってまいります。

番 号	陳情第39号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第30項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課）						
<p>加齢性難聴は、社会問題の一つであり、本市においても高齢者対象の介護予防教室などで、参加者自身の聴力低下により、講師等話し手の声が聞こえづらい等、「聴こえ」への対応が課題となっています。</p> <p>難聴の自覚や変化への気づきから受診を促し、医療や適切なケアにつなぐことで、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下も防ぐことができると考えています。このことから、高齢者対象の健康講座などにおいて、加齢性難聴の早期発見のためのチェックポイントを周知することで、本人の自覚や周囲の気づきを促し、受診につながるよう啓発に取り組んでいきます。</p> <p>また、令和2年10月から令和3年3月末まで、堺市介護予防教室参加者404人（平均年齢76.8歳）を対象に、話し手の声を加齢性難聴の方でも聞き取りやすい音質に変換するスピーカーを活用した「聴こえ」に関する実証プロジェクトを実施したところ、対象者の約67%がスピーカーの活用により聴こえが改善したと回答しました。</p> <p>上記検証結果も踏まえながら、加齢性難聴に対する社会の理解の促進や、市内介護サービス施設等での生活支援機器の導入促進につなげていきたいと考えています。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>						

番 号	陳情第39号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第31項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課）						
令和2年度の本市のDV相談者数は約1,550人で、令和元年度と比較すると14%程度増加しています。						
本市では、DVに関する相談については、各区の女性相談窓口や堺市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け付けており、それらの開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応しているほか、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においてもDV相談を行っています。						
また、緊急対応が必要な場合は、大阪府と連携し、シェルター等での一時保護を行っています。						
これらの相談窓口は、コロナ禍においても相談体制を弱めることなく継続して対応しており、相談窓口に関する情報が必要な方に届くよう、広報紙、市ホームページ、SNSなど様々な手法を用いて情報発信を行っています。						

番 号	陳情第39号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第32項（商工労働部雇用推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ひとり親世帯、特に母子世帯の経済的な影響は深刻な状況であると認識しています。

コロナ禍による休業・雇止めに対する支援に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響等により失業状態にある求職者を雇い入れ、一定期間雇用した事業主に対し、大阪府の施策と連動した堺市独自の助成を行うことで、市内事業者的人材確保を支援するとともに、求職者の早期の就業を図り、とりわけ女性求職者については、非正規従事者を中心に厳しい状況にあるため、別途上乗せ加算を行うことで就業支援を図っています。

また、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」や、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象にした「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアプランク解消の支援などに取り組んでいます。

今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労支援に取り組んでいきます。

番 号	陳情第39号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第33項（交通部公共交通担当・交通政策担当）（建設局サイクルシティ推進部自転車環境整備課）						
<p>本市では、既存路線バスの維持を図るため、市内の高齢者を対象としたおでかけ応援バスの実施や、すべての人が乗り降りしやすいノンステップバスへの導入補助など、バスの利用促進や利便性向上に取り組んでいます。</p> <p>おでかけ応援制度のさらなる拡充については、キャッシュレス化などについて、関連技術の動向や進展等を踏まえ、決済事業者や交通事業者と連携し、利用者の更なる利便性が図られるよう取り組みます。</p> <p>本市では、鉄道や路線バスなどの公共交通利用圏域を鉄道駅から半径800m以内、路線バス、阪堺電車、堺市乗合タクシーの停留所から半径300m以内として設定し、人口分布と重ね合わせて公共交通カバー率を算出しています。その結果、約97%の市民の方が公共交通をご利用いただける環境となっています。引き続き、交通事業者と協力しながら、公共交通の利便性向上に取り組みます。</p> <p>自転車レーンにつきましては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）」に基づき、自転車・自動車の双方が安全に通行出来るよう、整備を進めています。</p> <p>主な整備方法は、自転車の通行位置を示すとともに、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起する青色矢羽根路面表示と自転車のピクトグラムを設置する車道混在で行っています。</p> <p>駅前の自転車等駐車場の整備については、今後も施設改修の際などに、利用者ニーズを把握しつつ、利便性向上を図りながら、利用者の方に安全で安心してご利用いただけるよう取り組みます。</p>						
第34項（交通部公共交通担当）						
<p>本市では、今後、毎年度40億円から50億円の収支不足が続く厳しい財政状況であることから今年2月に「堺市財政危機宣言」を発出しました。市民の皆様の命と暮らしを守り、将来世代に対する責任を果たすため、今年8月に「財政危機脱却プラン（素案）」を公表しました。</p> <p>今後、当プラン策定の手続きが進められますが、おでかけ応援制度については、当プランに基づき見直す予定です。</p>						

番 号	陳情第39号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第35項（経営企画室）
 『水道民営化について』

人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性をいかすことが重要であると考えています。

このようなことから、本市では、民間企業の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。

民間企業に委託した業務であっても、委託業者による業務履行を適正に管理しています。

今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給してまいります。

番号	陳情第39号	所管局	教育委員会事務局			
件名	行政にかかる諸問題について					
第36項（中央図書館総務課）						
<p>本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第32条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。今後もサービスを長期にわたって安定的に提供することができるよう図書館の運営に努めます。</p> <p>バリアフリー化について、令和2年7月に策定した中央図書館基本指針に沿ったサービスの拡充、重点項目への取組や、新たな機能を持つ施設等の整備など、計画策定に取り組みます。</p> <p>また、本市では多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備を図り、図書資料費に係る予算の充実に努めています。今後も読書活動を推進し、ご利用いただく方の課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めます。</p>						
第37項（学校管理部学校給食課）						
<p>国産小麦については、収穫量も十分でなく、安定的に給食で使用することが困難な状況であるため、輸入小麦を使用しています。</p> <p>輸入小麦については、カビ毒を始め、ポジティブリストに設定されているすべての農薬について、農林水産省による船積時検査と日本に到着した際の厚生労働省によるモニタリング検査が実施されており、その検査において、国が設定している基準値内の小麦が輸入されていますので、安全性に問題はないと考えています。</p>						
第38項（学校管理部学校給食課）						
<p>学校給食に要する経費のうち、食材料費については、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。</p>						
第39項（学校管理部中学校給食準備室・総務部学務課）						
<p>現在、給食センターの整備に向け必要な調査等を行いながら、安全安心な給食を提供することを第一に、できるだけ早期に全校で実施できるように取り組んでいます。</p> <p>中学校給食費への就学援助の適用については、全員喫食制の中学校給食の導入と併せて、検討します。</p>						

番 号	陳情第39号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第40項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部学校施設課）						
<p>本市では現在、小学校において1・2年生で35人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p> <p>さらに、教室の環境整備については、必要に応じて整備を行います。</p>						
第41項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・教育センター学校ICT化推進室）						
<p>英語教育の充実や児童生徒1人1台パソコンの活用等、本市の教育課題に対応した人材確保や育成のほか、様々な取組を行っています。また、教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p>						
第42項（教育センター学校ICT化推進室）						
<p>GIGAスクール構想に係る環境整備については令和2年度中に完了しています。教職員研修については、各種ソフトウェアの操作方法の動画を配信し、また、緊急事態宣言前には具体的な学習での活用方法について、教育センターにおける集合研修や指導主事等による各学校への訪問研修を行っています。</p> <p>児童生徒1人1台パソコンを活用し、学級の学習集団における協同的な学びを実施します。また、ICTの強みを生かし、他の学校・地域や海外との交流のような距離が離れた場をつなぎだ学習を行うことで、多様な意見に触れられる協働的な学びが可能となります。</p> <p>緊急用として整備しているモバイルルーターの通信費については、令和2・3年度ともに予算化しましたが、令和4年度以降については通信容量含め再度検討しています。</p>						

番 号	陳情第39号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第43項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営は、市の事業として堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例45号。以下「条例」という。）に基づき実施しています。</p> <p>活動場所については、専用教室の他、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保し、必要な人員の配置については、条例に基づき、必要数を配置しています。</p> <p>また、施設整備については、計画的かつ継続的な環境整備に努めます。</p> <p>運営事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p> <p>なお、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実に行い、これまでの事業運営も活かすことができるようしています。</p>						
第44項（学校管理部学校施設課）						
<p>本市では、小中学校トイレの環境改善事業として、洋便器の設置率の向上を含めた学校園のトイレ改修を計画的に進めており、その中で、老朽化したトイレの全面改修に加え、和便器を洋便器に取り替える部分改修に取り組んでいます。令和2年度末の洋便器の設置率は約36%であり、引き続き学校トイレの整備を行います。</p>						
第45項（学校教育部学校総務課）						
<p>児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、教員の方から生理用品を渡すなどの対応をしています。</p> <p>トイレ内に設置することには、衛生面や安全面での懸念もあり、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、原則として、保健室等で対面による個別の対応が適切であると考えています。</p> <p>文部科学省からの通知では、生理用品等を自身で用意できない児童生徒への支援については、その背景にある要因にも着目し、適切な支援を行うよう示されています。一方で、生理用品を必要としていることを言い出しつらい児童生徒にも配慮した提供方法や配置場所等の工夫の検討についても示されていることから、対面による個別の対応を基本としつつも、衛生面や安全面で懸念が少ない場合には、対面以外による配布方法も実施できないか検討しています。</p>						

番 号	陳情第39号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第46項（学校教育部学校指導課）

学校図書館については、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するために専門的知識をもった学校司書の配置を拡充することが重要であると認識しています。本市では、平成29年度から、中学校での週2日勤務の学校司書配置を開始し、令和2年度からは小学校にも週1日勤務の学校司書の配置を開始しました。令和3年度からは小学校においても週2日勤務が実現し、全小中学校で週2日勤務の配置となりました。

今後、配置による効果について検証を行い、人材確保や人材育成を図るなど、学校図書館の充実に努めます。

番 号	陳情第40号
件 名	受動喫煙対策について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9月28日

(審査結果)

第2項

本市議会では、議員提出条例案は、議事運営に関する要綱においてあらかじめ各会派等の意向を徴するため、初日議会運営委員会に文案を提出しなければならないと規定されています。しかし、初日議会運営委員会（8月19日）に文案の提出はなかったため、今定例会において、当陳情の趣旨を体した議員提出条例案の提出には至りませんでした。

なお、二元代表制の一翼を担う本市議会においては、堺市議会基本条例の理念のもと、市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うなど、議会としての役割を十分果たしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

番 号	陳情第40号	所管局	健康福祉局			
件 名	受動喫煙対策について					
第3項（健康部健康医療推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課） 改正健康増進法の施行に関する国のQ&Aによると、児童福祉法における児童福祉施設は全て第一種施設に該当するが、母子生活支援施設の個人の居住スペースのように「人の居住の用に供する場所」がある場合は、当該場所は適用除外の場所となります。 その上で、適用除外となる居住スペースにおける喫煙の取扱いをどうするかは、施設管理者の判断になると考えています。 そのため、市としては、法や条例の趣旨を丁寧に伝え、また、居住スペースでの喫煙により入居者の受動喫煙につながらないよう、引き続き、理解と配慮を求めていきたいと考えております。						

番 号	陳情第41号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局商工労働部産業政策課） カジノを含む統合型リゾート（IR）については、平成30年「特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）」が制定され、現在、国において基本方針が示されています。 大阪府・大阪市においては、令和3年3月に実施方針を確定・公表しましたが、本市はIR誘致には関わっていません。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第4項（ICTイノベーション推進室）

署名や記名押印を必要とする行政手続きにおいて、堺市電子申請システムを利用して申請等を行う場合、堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、電子署名及び電子証明書の送信を求めており、その場合にはマイナンバーカードなどの電子証明書により、申請等を行われた方の確認をしております。

オンライン化を推進するにあたっては、申請者が利用しやすい手続きとすることを基本として、取り組みを進めてまいります。

番 号	陳情第41号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第5項（人事部人材開発課）（財政局契約部調達課）

本市においては、憲法に定める国民の権利や義務を十分に踏まえ日々の業務にあたるよう、職員に対して法律研修や人権研修を実施しています。また、公務員は全体の奉仕者であると規定されていることから、堺市職員としてこのことを念頭に市政や業務にあたることは当然のことであると認識しており、公務員倫理研修を通じてその徹底を図っています。今後も引き続き職員研修の充実により、日本国憲法への理解を深め、市政や業務に活かせるよう努めてまいります。

また、本市が発注する委託契約については、受託者に対しまして、業務委託契約書のなかで、日本国の法令遵守を規定しているところであり、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ってまいります。

番 号	陳情第41号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（契約部契約課・調達課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）						
<p>地元企業への優先発注については、建設工事及び工事に関連する業務委託の発注に当たっては、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、競争性の確保を前提として、入札参加条件の地域要件を市内事業者に限定した発注を行っています。また、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内事業者の入札参加機会の確保を図っています。</p> <p>さらに、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内事業者へ発注するように文書で依頼を行っています。</p> <p>加えて、建設工事では、総合評価落札方式の評価項目として市内事業者への加点や、「市内下請の活用」又は「資材の市内調達」を行う事業者への加点を行うことにより、市内中小企業の保護・育成に努めています。</p> <p>また、物品調達及び業務委託の発注に当たっても、市内経済の活性化及び市内事業者の育成を図る観点から、競争性の確保を前提として、地域要件を市内事業者に限定した発注を行っています。</p> <p>次に、小規模工事希望者登録制度については、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件において、規模や難易度等によっては、現状、建設工事に係る有資格者名簿のほか、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定しています。</p> <p>このように、建設業許可を有していない事業者は、建設業許可を要しない物品調達、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿に登録していただくことにより、小規模な修繕、改修等の契約が可能となるため、小規模工事希望者登録制度を導入しなくとも、公共工事における市内中小企業の受注機会の確保という目的を充足することができるものと考えています。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、地元企業の受注機会の確保に向けた取組を推進します。</p>						

番 号	陳情第41号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第7項（長寿社会部国民健康保険課）

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。

大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、令和3年度の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう料率を設定しています。

傷病手当金の支給については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資するため、国から緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援を行う旨が示されたこと等を踏まえた特例的な措置として実施しているところです。

新型コロナウイルス感染症に限定しない形での傷病手当制度については、国保には多様な就業形態の被保険者が加入しており、被保険者間の公平性等、様々な課題があると認識しています。

番 号	陳情第41号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第8項（長寿社会部国民健康保険課）

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。

本市は、令和2年10月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際する大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、新型コロナウイルス感染症による被保険者への影響が生じている状況に鑑み、保険料率の府内完全統一時期の延期も含めた対応を検討することを強く求める趣旨の意見を提出しました。

なお、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「医療保険制度の一本化など、国民皆保険制度の安定的な運営のための抜本的な改革を国の責任において実現するよう、国に対して求めること」、「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することや、新型コロナウイルス感染症の影響について速やかに対応することを大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて国や大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への保険料減免については、国の通知に基づき実施していますが、並行して従来の所得減少に係る保険料減免と比較し、その額が大きい方を適用する等、各世帯の保険料負担ができる限り軽減するよう取り組んでおります。

第9項（長寿社会部国民健康保険課）

納付が困難な世帯については、可能な限り保険料の減免や猶予の制度をご活用いただき、ご事情に応じた適正な納付額・納付計画となるよう、対応してまいります。

また、資格証明書、短期保険証の発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。

番 号	陳情第41号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項（商工労働部産業政策課）						
<p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市基本計画」や「堺市産業振興アクションプラン」などにより、大きな方向性や具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>今後とも、中小企業基本法や小規模企業振興基本法の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続き、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>						
第11項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）						
<p>本市の制度融資では、市内中小企業者の資金調達を円滑に進めるため、信用保証協会を保証機関とする融資以外にも、堺市産業振興センターを保証機関とする多様な融資メニューも設けています。</p> <p>市内中小企業者の設備投資等の資金需要に対応する制度としての「中小企業活力強化資金融資」や厳しい経営環境にある市内中小企業者を支援するための「堺市経営安定特別資金融資」、新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または事業開始後6か月未満の方の資金需要に応えるための「堺市創業者支援資金融資」等がありますが、本年度は、「堺市創業者支援資金融資」の融資対象者を拡充したことに加え、「堺市経営安定特別資金融資」を事業承継資金として活用される事業者には金利を引き下げる制度を設けるなど、より利用しやすい制度となるよう見直したところです。</p> <p>今後も中小企業を取り巻く経済情勢や企業の経営実態に即した利用しやすい融資制度の構築・拡充に努めてまいります。</p> <p>なお、小規模な住宅改修工事に対する補助制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度については、一定の意義はあると考えておりますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しております。</p>						

番 号	陳情第41号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第12項（商工労働部産業政策課・イノベーション投資促進室）（建築都市局都市再生部ベイエリア推進担当）						
<p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しており、各種経営相談や大阪府との連携による無担保融資の実施など、きめ細かな支援を講じております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者に対しては、新しい生活様式への対応を促進し、将来に渡る事業継続が図ができるよう、先端設備等導入支援補助金、堺市中小企業デジタル化促進補助金などを実施しているところです。</p> <p>しかし一方で、国際間競争の激化や脱炭素社会への潮流等のグローバルな環境変化など、産業を取り巻く情勢は大きく変化しており、企業はビジネスモデルの転換や事業の集約・再編等を含めた対応に迫られています。</p> <p>今後も経済情勢の変化が見込まれる中、仮に大規模工場など市内の主要な事業所が閉鎖されることとなった場合、税収や雇用への影響にとどまらず、取引先の市内企業までも大きな影響が生じることになります。本市の基幹産業である製造業を中心とした大企業の投資は、税収効果や雇用効果をもたらすだけでなく、このような産業の空洞化を防ぎ、市内におけるサプライチェーン構築による市内中小企業への受発注機会の拡大や雇用創出にもつながり、ひいては地域経済の活性化・市民生活の向上に資することから、本市では、堺市イノベーション投資促進条例を基軸とした企業投資促進事業を実施し、堺市内への企業投資の誘導に取り組んでいます。</p> <p>また、堺港においては、厳しい財政状況の中、将来に向けて、堺の都市魅力を高めていくことが重要であり、堺駅・堺旧港などのベイエリアの持つポテンシャルを活かし、また民間の力を活用して、その活性化を図ることは必要と考えています。</p> <p>今後とも、小規模企業の持続的な発展に向けて、振興施策の強化に努めてまいります。</p>						
第13項（商工労働部産業政策課・商業流通課）						
<p>本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染予防に取り組む市内飲食店等に対して、感染予防対策を目的とする物品購入に必要な経費を支援することで、市民の安心安全な飲食店利用の促進に寄与することを目的としています。</p> <p>補助金交付申請にあたり、市税等に滞納がないことを確認事項としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている事業者等については、滞納があるものとして取扱わないなど、個別の事情に応じて柔軟に対応しています。今後とも、補助金の制度趣旨に沿った対応に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第41号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第14項（商工労働部商業流通課）（建築都市局都市計画部都市計画課）						
<p>本市では、集約型都市構造の形成に向け、無秩序な市街地拡大の抑制や地域地区の指定等による、住居・商業・工業などの市街地の計画的な土地利用を図るとともに、都市の核となる拠点を中心とした都市整備、都市機能集積を進めているところです。</p> <p>大規模小売店舗の出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づくことが必要となっております。その内容としては、大規模小売店舗周辺地域の生活環境保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲において配慮を求めております。加えて、大規模小売店舗には、需給調整や合理的でない過度な負担を求めてはいけないとされております。</p> <p>一方、国では、出退店時の対応などについては、大規模小売店舗の社会的責任として、自主的な取り組みを促すこととしております。本市では、大規模小売店舗による自主的な取り組みを促進していく観点から、雇用面などでの地域経済活性化協力や店舗撤退時の対策などについて地域貢献活動計画書での記載を求め、その内容は、堺市ホームページに掲載しております。</p>						

番 号	陳情第41号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第15項（総務部学務課）
就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止される中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施していますので、ご理解をお願いいたします。

番 号	陳情第42号	所管局	健康福祉局
件 名	保育施策等について		

第2項（健康部保健所感染症対策課）

子どもの予防接種については、平成24年5月に国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が取りまとめた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ及びB型肝炎の6ワクチンについて、医学的・科学的観点から広く接種を促進することが望ましいとされるとともに、ロタウイルスワクチンについては、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行うとされました。

この提言を受け、すでに子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘及びB型肝炎の5ワクチンが、予防接種法に基づく定期接種の対象となり、ロタウイルスについても、昨年10月より定期接種の対象となりました。

本市としましては、今後も国の動向を注視してまいります。

番 号	陳情第42号	所管局	子ども青少年局			
件 名	保育施策等について					
第3項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>認定こども園や保育所などに交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、施設関係者からのご意見も踏まえ制度の構築を行っています。看護師の雇用への支援に係る補助については、国の公定価格や他の補助制度と併せて活用いただいているいます。</p> <p>今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組みます。</p>						
第4項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>堺市新型コロナウイルス感染症対策事業については、国の要綱に基づき、各事業に要した経費について、補助基準額を上限に補助する内容となっています。</p> <p>同補助金の内容に関する疑義については、事前に各施設から質問事項を聴取したうえで、市でQ&Aを作成するなどの対応をしていますが、わかりにくい部分については、今後とも丁寧な説明に努めます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に関する補助の充実については、国へ要望していきたいと考えています。</p>						
第5項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>令和3年度の補助金の見直しについては、非常に厳しい財政状況の中で、これまでの在り方を抜本的に見直す予算編成を行う必要があり、民間認定こども園・保育所運営補助金についても、事業見直しせざるを得なかつたものです。</p> <p>コロナ禍での業務負担増に対しては、国庫補助事業を活用した衛生用品の購入など感染症予防対策に要する費用を補助する新型コロナウイルス感染症対策事業を昨年度に引き続き実施するほか、本市の独自施策として、新型コロナウイルス対応により増加した業務を担うために必要な保育支援者を雇用する経費の補助も実施しています。</p> <p>今後とも、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組みます。</p>						
第6項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、市の非常に厳しい財政状況の中、対象者全員に実施することは困難な状況であり、令和3年度における暫定的な対応として、特に経済的負担の厳しい子育て世帯への支援を行うことを目的に、年収380万円未満相当世帯を対象とする所得制限を設けたうえで実施しています。</p> <p>国は、幼児教育・保育の無償化にあたり、副食費（食材料費）については、在宅で子育てる場合でも生じる費用であることや、義務教育の学校給食等でも自己負担となっていることなどから、保護者が直接負担することを基本としています。そのうえで、無償化が開始される前に比べ、世帯の負担が増加することがないよう、年収360万円未満相当世帯などについて副食費を免除するとしています。</p>						

番 号	陳情第42号	所管局	子ども青少年局			
件 名	保育施策等について					
第7項（子ども青少年育成部子ども育成課）						
<p>「堺市子ども・子育て総合プラン」においては、アンケート調査結果に基づく国算出方法により見込んだニーズ量（最大3,743人）を、施設型（5か所）の定員・稼働率及び訪問型の利用実績等をふまえ算出した量により確保できることから、設置計画数はニーズ量を満たすものと判断しました。</p> <p>一方、病児保育事業は、感染症流行期には利用が集中したり、施設型の場合は感染症等疾病ごとに隔離する必要があるため、定員内であっても受け入れできない場合があります。新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度における病児保育施設の延べ利用人数は2,162人で、利用をお断りした人数については把握しておりませんが、これまでにも上記理由により一定数の利用をお断りせざるを得ない状況があったことは認識しています。</p>						
<p>このような課題に対応するため、本市では市内全域のニーズをカバーする訪問型病児保育事業の実施や、ニーズの高い北区の施設の定員増を図るなど、本事業を必要な時にご利用いただけるよう事業の充実に努めてきました。</p> <p>訪問型病児保育において物損等が生じた場合は、当該リスクに備え委託事業者が加入する賠償責任保険にて対応することとしており、安心してご利用いただける体制を整えています。</p>						
第8項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>保育時間については、子ども・子育て支援法等に基づき、保育の必要量に応じて、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）に区分することとしています。</p> <p>なお、区分の認定にあたっては、申請時に保護者から勤務時間や通勤時間など、保育を必要とする時間を丁寧に聞き取ったうえで柔軟に対応しています。</p>						
第9項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>きょうだいで同一施設の利用を希望する場合は、利用調整において加点を行っていますが、希望施設の空き状況の関係で、同一施設を利用できない場合もあります。その際は、近隣で同時利用が可能と思われる施設を紹介するなど、丁寧に対応しているほか、どうしても同時利用が困難な場合については、保護者の状況や希望を十分に聞き取り、送迎の負担が最小限となるよう配慮を行っています。</p>						

番 号	陳情第42号	所管局	子ども青少年局			
件 名	保育施策等について					
第10項、第11項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）						
<p>保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しております、安全確保も含め保育環境を整える取組を可能としています。また、本市の独自施策として、新型コロナウイルス対応により増加した業務を担うために必要な保育支援者を雇用する経費の補助を行っています。</p>						
<p>処遇改善については、国制度による職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しているところです。</p>						
<p>本市の保育人材確保策については、堺市保育士等就職支援コーディネート事業における就職あっせん、求人情報や就職相談会などのイベント情報を掲載する「さかい保育人材ポータルサイト」の開設、潜在保育士の方への就職準備金の貸付など、主に就職促進を目的とする取組とあわせ、今年度から新たに、認定こども園等で働く職員を対象に保育士等相談窓口を設置するなど、就労継続のための取組も行っています。</p>						

番 号	陳情第42号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	保育施策等について					
第12項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業については、受益者負担の観点から一部負担金を設定しています。</p> <p>なお、負担金については、きょうだい減免は実施していませんが、保護者の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。</p>						
第13項（総務部学務課）						
<p>本市では、経済的理由により就学が困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品費などの費用の一部を援助する就学援助制度を実施し、経済的な理由により修学が困難な高等学校1年生等を対象に、給付型の堺市奨学金制度を実施しています。</p> <p>また、国及び大阪府では、高等学校等の授業料が実質無償となる就学支援金制度等を実施しています。令和2年4月からは、大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専修学校に進学する方を対象に、給付型奨学金の対象を拡充し、あわせて進学先の授業料・入学金が減免される、国のお手厚い修学支援制度も始まりました。</p> <p>なお、就学援助制度については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止される中、援助内容の継続を図るため、現在の所得認定基準を設け給付内容を定めています。今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。</p>						

番 号	陳情第43号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	教育環境の整備について					
第2項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部学校施設課）						
<p>本市では現在、小学校において1・2年生で35人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しております、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p>						
第3項（1）（教育センター学校ICT化推進室）						
<p>GIGAスクール構想で活用する児童生徒1人1台パソコンは学習のためのツール・文具と考えています。活用すること自体が目的とならないよう、学校に対してはGIGAスクール構想で子どもたちに育成すべき情報活用能力について目標水準を示し、具体的な実践事例の発信により効果的な活用を推進します。</p>						
第3項（2）（教育センター学校ICT化推進室）						
<p>学校に対しては、文部科学省から通知された「ICT活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」を示しています。この中において、児童生徒がICT機器を使用するに当たっての配慮を、学校と家庭が協働して行うこと」また「児童生徒が自らの健康について自覚を持ち、時間を決めてできるだけ遠くを見て目を休めたりするなど、リテラシーとして習得するようにすること」と記載されています。</p> <p>文部科学省が今年度進めている、全国の小中学生を対象としている近視実態調査や、ガイドライン等に関する通知などにも注視し、児童生徒の健康面への影響等に関する配慮について取り組みます。</p>						
第3項（3）（教育センター学校ICT化推進室）						
<p>GIGAスクール構想で整備した児童生徒1人1台パソコンについては国の補助がありましたが、次の機器更新時期において補助があるかどうかは未定です。堺市としても国に対して要望します。</p>						

番 号	陳情第43号	所管局	教育委員会事務局
件 名	教育環境の整備について		

第4項（学校教育部学校総務課）

児童生徒から生理用品の持参を忘了旨等の相談を受けた場合には、教員の方から生理用品を渡すなどの対応をしています。

トイレ内に設置することには、衛生面や安全面での懸念もあり、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、原則として、保健室等で対面による個別の対応が適切であると考えています。

文部科学省からの通知では、生理用品等を自分で用意できない児童生徒への支援については、その背景にある要因にも着目し、適切な支援を行うよう示されています。一方で、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童生徒にも配慮した提供方法や配置場所等の工夫の検討についても示されていることから、対面による個別の対応を基本としつつも、衛生面や安全面で懸念が少ない場合には、対面以外による配布方法も実施できないか検討しています。

第5項（学校教育部学校指導課）

「読書手帳」に掲載されている市長の写真やおすすめ本の掲載については、市長が自分の読書経験から執筆しているものであり、自らの政治的主張を述べているものではなく、内容も普遍的であることから、「教育の政治的中立性」に抵触するものではないと考えています。

また、本市にとって有益であると判断したものの提供を受けた場合に、イメージ向上の場を提供することは、公民連携を進めるうえで必要であると考えており、「読書手帳」は本市における読書活動の推進のために、セレッソ大阪から無償で提供いただいているため、問題はないものと認識しています。

「読書手帳」については、保護者・児童等から使いやすさなど様々な意見を踏まえて、よりよいものに改善していく観点から、毎年検討すべきものと考えています。

番 号	陳情第44号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9月28日
(審査結果)	
第1項	
<p>本市議会では、令和元年6月21日に竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会が設置され、堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項について調査を行ってきましたが、令和3年1月26日に、本委員会委員長から議長に対し、調査報告書が提出されました。当該調査は、2月17日開催の本会議において、調査報告書が全会一致で可決され、活動を終了しております。</p> <p>なお、令和2年12月18日開催の本会議において、正当な理由がなく出頭しない、記録を提出しない等により、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏、渡井理恵氏の4名を告発することを決定し、12月21日付けで大阪地方検察庁に告発書を提出しました。当該告発書については、令和3年2月12日付けで全件受理されており、現在、大阪地方検察庁による捜査が行われていますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、調査報告書については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で令和3年第1回市議会（定例会）会議録からご覧いただくことができ、堺市議会ホームページにも掲載しています。</p>	

番 号	陳情第44号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9月28日

(審査結果)

第2項

本市議会では、市民から負託された期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、議会の機能をさらに高めていくことを決意し、堺市議会基本条例（平成25年条例第24号）を制定しております。

同条例では、議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを活動原則とすること、また、常に高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動することを通じて、市民との信頼のきずなを深め、その職責を果たすことによって、市勢の発展のために尽力しなければならないと規定しています。

今後とも、議会の機能を十分に發揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与してまいります。

【参考1：堺市議会基本条例（抜粋）】

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを活動原則とし、議会の議事に参与するほか、主に次に掲げる職務を行うものとする。議員は、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を把握し、市の政策立案及び提言に適切に反映させること。
- (2) 市政に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること。
- (3) 市民に対し、自らの議会活動について、わかりやすく説明すること。
- (4) 議員としての資質を向上させるよう、常に研さんすること。

(政治倫理)

第28条 議員は、常に高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動することを通じて、市民との信頼のきずなを深め、その職責を果たすことによって、市勢の発展のために尽力しなければならない。

2 前項に規定するほか、議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。【参考2】

【参考2：堺市議会議員の倫理に関する条例（抜粋）】

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであることを認識し、その担い手た

番 号	陳情第44号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9月28日

る市議会議員(以下「議員」という。)が市民全体の奉仕者として、その倫理性を自覚し、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使することによって、いかなる報酬も受領しないことを市民に宣言するとともに、議員が高潔性を自らすすんで市民に実証し、また市民が議員の高潔性について判断できるよう、政治倫理の確立のための国會議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)第7条の規定に基づく議員の資産等の公開に関する事項その他政治倫理の確立のために必要な事項を定め、もって市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

番 号	陳情第44号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第3項（政策企画部）

堺市では、新たな堺市SDGs未来都市計画に基づき、全庁的なSDGsの各ゴール、ターゲット達成に向けた取組促進を進めています。

また、学校や企業等を対象とした出前授業の実施、さかいSDGs推進プラットフォームの設立、同プラットフォーム会員によるSDGsに関する取組の市ホームページや広報さかいを活用した情報発信など、市民や企業、教育機関等のSDGs達成に向けた取組促進の啓発にも取り組んでいます。

引き続き、市役所全庁での取組促進と、多様なステークホルダーとの連携による取組促進等により、堺市SDGs未来都市計画のK.P.I達成に向けて取り組んでまいります。

番 号	陳情第44号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（人事部労務課）（市政集中改革室）						
<p>本市では、平成28年度以降、恒常的な収支不足が発生し、基金も近い将来に底をつく見込みである危機的な財政状況にあることから、令和3年2月に「堺市財政危機宣言」を発出しました。</p> <p>こうした中、市民の命と暮らしを守り、将来世代に対する責任を果たすため、令和3年8月には、市政の抜本的な改革を進める「財政危機脱却プラン（素案）」を作成しました。</p> <p>同プランは、取組期間である令和12年度までに収支均衡を図り、基金への依存から脱却した「真に健全な財政」を実現することを目標とし、令和3・4年度の2か年を集中改革期間と位置付け、早期に実現可能な取組を集中して推進し、目標の達成に向けた道筋を付けることとしています。今後、取組の具体化や新たな取組の追加を行いながら同プランを着実に推進し、目標の達成を図ります。</p> <p>地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。</p> <p>今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めてまいります。</p>						
第5項（人事部人事課）						
<p>本市では、管理職による「イクボス宣言」の実施や、休暇・休業制度の周知、ワーク・ライフ・バランスシートの活用など、仕事と子育ての両立を支援するための環境整備などを行っています。平成28年度には10%未満であった男性の育児休業取得率が、令和2年度には3割を超えるまでに伸びており、引き続き、仕事と子育ての両立を支援していきます。</p>						
第6項（人事部労務課）						
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、本市では、職員に対して日頃からのマスクの着用、こまめな手洗い、手指の消毒などをうとともに、昼食を含む飲食時の際には、会話を控え、発声時には必ずマスクを着用するよう通知しています。あわせて、日々の体調を把握し、少しでも調子が悪ければ、休暇の取得やテレワークを実施することとし、症状に応じて、医療機関を受診するよう通知しています。</p> <p>また、職員が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や感染の疑いがあると認められた場合などは、必要に応じてPCR検査を受検することとしています。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全庁をあげて取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第44号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（税務部市税事務所市民税課）						
<p>寄附金税額控除にあたっては、確定申告書の「住民税に関する事項」欄の寄附金欄のデータ入力箇所を指定して委託業者に発注し、データ化したものが市に納品され、市がシステムに取込みます。また、委託業者への発注に間に合わないものについては、市職員がシステムに直接入力を行い、入力者と別人がチェックを行います。</p> <p>今回の事案は、委託業者及び市職員による寄附金額のデータ入力漏れや誤りのほか、チェック漏れなど確認作業が不十分であったため生じたものです。</p> <p>本件の対応としましては、税額の算定に誤りのあった方に対し、個別にご説明し、謝罪文を同封のうえ、税額を減額する方に対しましては税額変更通知書及び還付通知書を送付のうえ還付し、また、税額を増額する方に対しましては税額変更通知書及び納付書を送付し納付いただいたところです。</p> <p>再発防止策としましては、当初課税時の全データ入力後は、確定申告書に記載された「住民税に関する事項」欄の寄附金欄と所得税寄附金控除欄の入力数値を一定の条件で突合し、整合しなかったものについて全件確認を行うことで、二度とこのようなことがないよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>						

番 号	陳情第44号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（危機管理室危機管理課）						
<p>本市では、大雨や台風の接近が予想される場合には、気象庁などが発表する気象情報のほか、民間気象会社からの情報など様々な情報を収集、整理し、堺市への影響を確認しています。また、堺市へ災害発生の危険性が高まっている場合や市民の皆様に避難を呼びかける必要が生じた場合には、エルアラートによるテレビやラジオでの発信のほか、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール、おおさか防災情報メール、ヤフー防災速報アプリ、ツイッターなど多様な手段を用いて発信しています。</p> <p>また、平時においては、発生が懸念される災害の種類ごとに、その災害が発生した時に想定される被害や影響範囲、災害発生時にとるべき行動や避難場所などの情報を掲載した「区別防災マップ」を作成し、市民の皆様が適切な避難行動がとれるように啓発を行っています。</p>						

番 号	陳情第44号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（男女共同参画推進部男女共同参画センター）						
<p>男女共同参画センターでは、個人の資質や技術の向上並びに文化や男女共同参画に関する意識を高め、地域社会に参画し貢献できる人材を育成することを目的に各種事業を展開しています。</p> <p>ご指摘の講座を含め、男女共同参画センターで実施している講座は、市民の意識改革や自己実現、健康増進などを図る講座であり、女性活躍の推進や男女共同参画社会の実現にも寄与するものです。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染拡大によって、DVの増加や深刻化、女性の自殺者の増加などが社会問題となっており、男女共同参画の視点がこれまで以上に強く求められています。</p> <p>今後も、社会情勢を注視し、市民ニーズを踏まえながら施策展開を進めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>						
第10項（市民生活部市民協働課）						
<p>本市では、犯罪のない安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、地域、事業者、警察等と本庁、区役所が連携・協働しながら、防犯環境の整備や、防犯に関する各種啓発活動を推進しています。</p> <p>特殊詐欺をはじめとする犯罪の発生状況については、大阪府警察との連携のもと、広報紙やホームページ、SNS等を活用し、発信しています。</p> <p>また、大阪府警察では、「安まちアプリ」「安まちメール」にて、犯罪発生情報（重大事案や路上強盗など）や防犯対策情報等を発信しており、本市としても「安まちアプリ」や「安まちメール」の利用を市民の皆様にご案内しています。</p> <p>今後も、大阪府警察や地域、事業者等と連携・協働しながら、犯罪発生情報の発信を含めた各種防犯活動を継続します。</p>						

番 号	陳情第44号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（健康部保健所保健医療課・長寿社会部長寿支援課）						
<p>熱中症は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指し、特に高齢者は、暑さに対する体の調整機能も低下しているため注意が必要です。</p> <p>本市では、市ホームページや広報さかい、啓発用ポスター等により、高齢者をはじめとする市民の皆様に対し、熱中症の予防対策や熱中症になった時の対応等について情報提供を行っています。</p> <p>今後も熱中症に係る最新の知見や国の施策動向の把握に努め、関係部局が連携し、より一層効果的な周知啓発に取り組んでいきます。</p>						
第12項（健康部保健所感染症対策課）						
<p>本市といたしましては、限られた医療・検査資源を効果的に投入し、症状のある方や濃厚接触者など、検査が必要とされる方に適切に受検していただくことが重要であると考えています。</p> <p>なお、本市のPCR検査等の実施体制については、これまでの帰国者・接触者外来の増設に加え、新たに地域外来・検査センターを設置し、さらに堺市医師会や医療機関の協力のもと設置した発熱外来において検査実施体制を確保しています。</p> <p>今後も、検査スキームや検査対象について、国の動向を注視してまいります。</p>						
第13項（健康部保健所感染症対策課・長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課）						
<p>新型コロナワクチン接種につきましては、各区に設置しています集団接種会場のほか、身近なかかりつけ医で接種を受けられる個別接種の体制をとり、高齢者や障害者の負担を軽減するよう努めています。</p> <p>また、居宅介護支援事業所及び障害福祉サービス事業所への調査等を行い、新型コロナワクチンの接種を希望されているにもかかわらず、外出が困難であるため接種できない状態となっている高齢者及び障害者を把握し、集団接種会場等へ介護タクシーを利用して送迎するなどの支援を進めています。</p> <p>さらに、寝たきりなどの事由で、自宅での接種を希望される方については、医師会の医師による自宅への訪問接種を始めています。</p>						

番 号	陳情第44号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第14項（子ども青少年育成部子ども企画課）

本市では、切れ目のない子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために策定した「堺市子ども・子育て総合プラン」において、「子どもの健やかな成長を育む環境整備」を多様な施策の柱のひとつに掲げています。

この計画に基づき、子育てへの不安や負担を保護者だけで抱え込むことがないよう、子どもを取り巻く地域、施設、学校、企業など、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、支え合うことができる環境整備に取り組んでいます。

第15項（子ども青少年育成部子ども家庭課）

本市では、令和2年3月に策定した「堺市子ども・子育て総合プラン」において、重点的に取り組む施策として「子どもの貧困対策の推進」を位置づけ、府内の各事業所管課において関連する子どもの貧困対策を推進しています。また、令和3年4月からは、組織横断的な「子どもの未来応援担当」を設置し、府内外の連携を強化し、より効果的な取組の推進を図っています。

今後も、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代間で連鎖することのない社会の構築に向け、府内外の支援機関が連携した取組を進めます。

番 号	陳情第44号	所管局	環境局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第16項（環境都市推進部環境エネルギー課）						
<p>本市では、安全・安心な市民生活や安定的な企業活動の確保、エネルギー効率の高いまちづくりに向けて、再生可能エネルギーを中心とする地域エネルギー自給率の向上をめざした「堺市地域エネルギー施策方針」を平成25年11月に策定しています。本施策方針は新たにSDGsの考えを取り入れ、平成30年12月に改定しています。</p> <p>本施策方針に基づき、基礎自治体として実施可能で、地球温暖化対策に資する、供給側のみならず需要側の視点に立ったエネルギー施策を推進しています。</p> <p>また、令和3年3月に策定した堺環境戦略を踏まえ、脱炭素化を推進します。</p>						
第17項（環境保全部環境共生課）						
<p>本市では、生物多様性・堺戦略に基づく各種施策を実施し、私たちの生活や文化が生物多様性の恵みからもたらされていることを多くの市民に理解してもらうこと等により、生物多様性に配慮した活動を促進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、市民や事業者等と連携し、本市の自然環境と生物多様性の保全に取り組みます。 						

番 号	陳情第44号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第18項（商工労働部イノベーション投資促進室）						
<p>本市では、「堺市イノベーション投資促進条例」により、市内の工業適地における工場・研究所の立地や都市拠点におけるオフィスの立地に対して、固定資産税等を軽減する制度を実施しています。また、中小製造業が行う成長産業分野の工場や研究所等の投資に対する経費補助や、都市拠点における事務所開設に対する賃料補助などの補助制度も実施しています。</p> <p>本市の基幹産業である製造業を中心とした企業投資は、税収効果や雇用効果をもたらすだけでなく、産業の空洞化を防ぎ、市内におけるサプライチェーン構築による市内中小企業への受発注機会の拡大や雇用創出にもつながります。企業立地促進事業を実施し堺市内へ企業投資を誘導することで、市内中小企業をはじめとした地域経済の活性化を図り、堺市内における雇用の拡大につなげていきます。</p>						
第19項（商工労働部雇用推進課）（子ども青少年局子育て支援部幼保推進課）						
<p>本市では、子育てと仕事の両立等への支援策の一環として、保育施策に関して、保育ニーズに応じた受け入れ枠の確保を行うとともに、認定こども園等における延長保育や夜間保育、休日保育、一時預かり事業等を実施しています。また、働き方改革の推進及び雇用環境の改善を図るため、市内事業所、勤労者等を対象に啓発セミナーの開催や啓発パンフレットの頒布を行い、令和2年度には、「仕事と育児・介護・治療の両立支援助成金活用セミナー」を開催しました。</p> <p>引き続き仕事と子育ての両立の支援をはじめ、だれもが能力を発揮できる職場環境の実現に向け、取組みを進めてまいります。</p> <p>また、国においては、育児・介護休業法が令和3年6月に改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されます。新しく、（1）男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、（2）育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、（3）育児休業の分割取得、（4）育児休業の取得の状況の公表の義務付け、（5）有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和、といった、勤労者がより利用しやすい制度となります。</p> <p>本市では、このような制度の周知・啓発を図ってまいります。</p>						

番 号	陳情第44号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第20項（交通部公共交通担当・東西交通担当）						
<p>本市では、市内の高齢者を対象としたおでかけ応援バスの実施や、すべての人が利用しやすい鉄道駅舎のバリアフリー化、ノンステップバスへの導入補助など、公共交通の利用促進や利便性向上を進めています。</p> <p>また、鉄道、路線バス、阪堺電車に加えて、既存の公共交通を利用しにくい地域の移動手段の確保を目的に堺市乗合タクシーを運行しています。</p> <p>これまで進めてきた利便性向上と利用促進に取り組み、交通事業者と協力しながら、公共交通の維持・確保を図ります。</p> <p>東西交通の整備につきましては、8月10日に新たな交通システム基本方針として、「堺・モビリティ・イノベーションSMIプロジェクト（素案）」を公表しました。</p> <p>今後、市民の皆様や事業者等のご意見をお聴きしながら、導入計画の策定や実証実験など、東西交通の整備に向けた検討や取組を段階的に進めていきます。</p>						
第21項（都市計画部都市計画課）						
<p>「堺市都市計画マスタープラン」については、「堺グランドデザイン2040」に示した本市のめざすべき将来像を踏まえ、集約型都市構造の形成などによる持続可能な都市の実現を図るため、本年7月に改定したところです。今後は、この都市計画マスタープランに基づき、各拠点や関連分野における計画を策定し、取組の具体化を進めます。</p>						

番 号	陳情第44号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第22項（教職員人事部教職員企画課）						
<p>学校園における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、文部科学省や大阪府が作成している学校園における新型コロナウイルス対策に係る対応マニュアルを踏まえ、「堺市立学校園における新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を作成し、マニュアルに基づく感染症対策を徹底しています。</p> <p>また、教職員が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や感染の疑いのある者と認められた場合には、必要に応じてPCR検査を実施しています。</p> <p>教職員の日々の健康状態を把握し、感染症対策を徹底することによって、学校園における安全安心な教育環境の保持に努めます。</p>						
第23項①（教育センター能力開発課）						
<p>教育に関する高い識見を持ち俯瞰的な視点から学校園経営や人材の管理・育成ができる管理職を育成するため、「堺市教員育成指標」の育成の観点に基づき、「学校管理職としての資質」、「学校園経営力」、「組織マネジメント力」の向上に向けた研修を毎年実施しています。</p>						
第23項②（教育センター能力開発課）						
<p>教職員の資質向上に向け、学校の教育力向上を視野に入れた授業力・指導力の向上を図る研修および人権教育をはじめとする教育課題に対応する総合的な資質向上を図る研修を、「堺市教員育成指標」に基づき計画的、体系的に実施しています。また、学校園では学年会や教科会、授業の相互参観などを定期的に行い、生徒指導や教科指導等について資質向上を図っています。</p>						
第23項③（学校教育部学校指導課）						
<p>本市では、学校運営に地域や保護者の方々の声を反映させることにより、学校のマネジメント力を向上させ、地域の方々に教育活動を支援していただくなど、学校と地域が協働して「地域とともにある学校づくり」を推進することを目的として、堺版コミュニティ・スクールを実施しています。</p> <p>また、全小中学校で学校協議会を設置し、地域と学校経営方針の共有や、よりよい学校づくりに向けた協議を行うなど、地域の参画・協働を進めています。</p> <p>新学習指導要領に示されている「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校と地域が協働して、学校運営に取り組みます。</p>						

番 号	陳情第44号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第24項（総務部教育政策課）						
<p>教育委員会では、第3期未来をつくる堺教育プランを定め、すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓くことができる力を、ICTを積極的に活用しながら誰一人取り残すことなく育む教育施策を推進しています。</p>						
第25項（学校教育部生徒指導課）						
<p>学校においては、貧困や虐待も含め、子どもに係る様々な課題に対して、早期発見、早期解決につながるよう研修等を実施し、教職員の感度や指導力の向上に努めています。</p> <p>また、子どもたちへの支援に向けて学校は、家庭、地域、関係機関と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家を活用して早期対応に取り組んでいます。</p>						
第26項（学校管理部学校給食課）						
<p>本市における学校給食は、平成8年に発生したO157学童集団下痢症の教訓を踏まえ、何よりも安全・安心な学校給食を提供することを第一に衛生管理及び安全管理に取り組んでいます。今後も「堺市学校給食衛生管理手引」の遵守、食材の十分な加熱、従事職員の健康管理、手洗いの励行等により食中毒の防止を徹底します。</p>						
第27項（教職員人事部教職員人事課）						
<p>現在、本市では、教職員の任用に当たり、国が提供する官報情報検索ツールの活用や出願書類に懲戒処分歴等を記入する欄を設けるなど、過去にわいせつ行為等による懲戒処分歴がないか確認し、対応しています。</p>						

番 号	陳情第45号	所管局	市長公室			
件 名	図書館行政について					
(政策企画部)						
大阪府立大学中百舌鳥キャンパスの図書館は、現在、大阪府内在住の18歳以上の方などにも広く利用されています。						
新大学においてもこれまでと同様の利用が可能となることを検討いただけるよう、大阪府などに働きかけたいと考えています。						

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局			
件 名	野良猫対策について					
第1項、第2項（健康部保健所動物指導センター）						
<p>動物の愛護及び管理に関する法律により、動物を顧客に販売する際には、購入者に適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行うことが義務付けられています。令和2年6月から動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、犬猫のブリーダーやペットショップなど犬猫等販売業については、犬猫を飼養するケージ等の大きさや飼育管理に従事する職員の数など飼養管理基準が新たに制定されるなど動物取扱業に対する規制が強化されました。</p> <p>さらに、令和4年6月からは、販売する犬猫へのマイクロチップ装着及び犬猫の個体識別情報と所有者情報を指定登録機関へ登録することが義務化されます。本市としては、動物取扱業者への必要な助言指導を行い、飼養管理基準を遵守し適正に業を行うよう周知徹底とともに、ペットの終生飼育についても市民へ啓発を行っていますので、ご理解いただきますようお願いします。</p>						
第3項、第4項（健康部保健所動物指導センター）						
<p>動物の愛護及び管理に関する法律第44条には「愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と罰則が設けられています。</p> <p>また、市では、市民から捨て猫などの相談があった場合には、遺棄は犯罪であるので所轄警察署へ通報してもらうとともに、遺棄虐待防止ポスターの掲示や広報・市ホームページで犬猫などのペット動物を遺棄することは犯罪であることを市民へ周知していますので、ご理解をお願いします。</p>						

番 号	陳情第47号	所管局	健康福祉局			
件 名	野良猫対策について					
(健康部保健所動物指導センター)						
<p>地域猫活動とは、所有者のいない猫（野良猫など）による地域の生活環境の被害を減らすための取組として、地域住民が主体となって、猫を把握し、不妊手術、給餌、トイレの設置、清掃などの活動計画を立て、猫を適正に管理することで、猫による被害を減らし、ひいては猫の数も減らしていく活動です。本市では、この地域猫活動を普及させていくため、広報や市ホームページなどでも、地域猫活動の考え方や実施方法について、市民へ周知・啓発を行うとともに、活動グループへの支援として不妊手術費用の一部助成を行っています。</p> <p>さらに、地域猫活動を行うに当たり、地域猫活動への理解を深め、活動導入に向けた地域内の意見釈成が円滑に行われるよう、活動予定地域の住民や自治会等から依頼があれば、地域猫活動の趣旨やその活動のメリット等について説明を行っていますのでご理解をお願いします。</p>						

番 号	陳情第48号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策の充実について					
第1項（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）						
<p>障害者の重度化・高齢化を踏まえ、住まいの場であるグループホームにおいて、日中活動サービス等を利用する事が困難な重度の障害者に対する支援を可能とするため、国においては、日中をグループホームで過ごせる仕組として、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定で、共同生活援助の新たな類型として「日中サービス支援型グループホーム」を創設しました。</p> <p>本市では、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ国に対して、重度の障害者を受け入れるために手厚い人員体制を確保しているグループホームの報酬を引き上げるよう要望し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定では、日中サービス支援型の基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用等の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系へと見直されています。</p> <p>今後も、重度障害者への支援を十分に行えるよう、引き続き国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を働きかけます。</p>						

番 号	陳情第48号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策の充実について					
第2項（1）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課）						
<p>緊急時対応事業は、夜間などにおいて介護者の急病などにより介護を受けられなくなる障害のある方に対し、短期入所事業所の受け入れに係るコーディネートや必要に応じて現場へ支援員を派遣する業務を市内の複数の短期入所事業所に担ってもらっています。</p> <p>緊急時対応事業を拡充するに当たっては、協力事業所の体制確保が更に必要となることから慎重な議論が必要ですが、現状と課題の整理やニーズの把握を行い、どのようなケースについて対応できる仕組みとするのか意見交換を行うため、協力事業所も含めた関係者会議を定期的に実施しています。</p>						
第2項（2）（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）						
<p>障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、本市では、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ国に対して、介護人材の確保・育成・定着を促進するための取組をより一層推進するよう要望しました。</p> <p>国においては、これまで職員の確保や定着につなげていくため、「福祉・介護職員処遇改善加算」に加え、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行う「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を令和元年10月から適用するなど、報酬単価の引き上げや処遇改善加算の拡充などを図っています。</p> <p>令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定においても、「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の算定要件の1つである「職場環境等要件」について、各事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする観点から職員の新規採用、キャリアアップにつながる取組や仕事へのやりがいなど、職員の勤務継続につながる取組がより促進されるよう、見直しを行っています。</p> <p>また、障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件が一部緩和されています。</p> <p>今後も、質の高い介護人材を安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、引き続き国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を働きかけます。</p>						

番 号	陳情第48号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策の充実について					
第2項（3）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課）						
<p>国においては、第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）で、地域生活支援拠点について「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としています。</p> <p>地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者・児の地域生活支援のための機能として、「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもので、本市では、平成29年4月から既存の事業を有効に活用することにより、5つの機能を複数の機関が分担して担う面的整備として取り組んでいます。</p> <p>既存の事業については、個々で運用状況の確認などを行っていますが、「緊急時の受け入れ・対応」の1つとして実施している「緊急時対応事業」では、協力事業所も含めた関係者会議を定期的に開催し、現状と課題の整理やニーズの把握を行い、どのようなケースについて対応できる仕組みとするのか意見交換を行うなど、個々の機能の充実に向けた取組を進めているものもあります。</p> <p>今後も、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、個々の機能だけではなく、必要に応じて各機能を有機的に結び付け、5つの機能が効果的に連携することにより、障害者・児が地域で安心して生活できるよう基盤整備に取り組みます。</p>						

番 号	陳情第48号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		

第3項（1）（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）

医療的ケアを必要とする方の地域生活支援の充実には、医療的ケアを行える介護職員等の確保が重要であることから、本市では、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ国に対して、従業者のサービスの質の向上や人材の確保が継続的にできるよう要望し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定では、児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、支援の質を向上させるために従業者要件の見直しとケアニーズの高い障害児の支援や専門職による支援などを評価する報酬体系へと見直しが行われています。

更に、生活介護においても、医療的ケアを必要とする利用者に対するサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、常勤の看護職員を3人以上配置し、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等を利用するに当たり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判断するためのスコアである医療的ケア判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2人以上受け入れている事業所を評価するため常勤看護職員等加配加算が拡充されています。

今後も、医療的ケアを必要とする方への支援を十分に行えるよう、引き続き国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を働きかけます。

第3項（2）（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）

本市では、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ国に対して、利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう適切な人員配置基準と、その人員配置が可能となる適正な本体報酬の単価を設定するよう要望し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定では、入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、夜間支援等体制加算について、入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算が創設されています。

今後も、サービスの質の向上や人材確保が継続できるよう、引き続き国に対して適正な報酬単価の設定を働きかけます。

番 号	陳情第48号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策の充実について					
第3項（3）（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）						
<p>本市では、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ国に対して、重度の障害者を受け入れるために手厚い人員体制を確保しているグループホームの報酬を引き上げるよう要望し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定では、グループホームにおける重度化・高齢化への対応として、強度行動障害のある方や医療的ケアが必要な方に対する支援を提供するための報酬体系の見直しが行われています。</p> <p>主な見直し内容としては、重度障害者の受入体制を整備するため、新たに障害支援区分4以上の強度行動障害のある方が重度障害者支援加算の対象となっています。</p> <p>また、グループホームにおける医療的ケアが必要な方に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算が創設されています。</p> <p>今後も、重度障害者への支援を十分に行えるよう、引き続き国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を働きかけます。</p>						

番 号	陳情第49号	所管局	健康福祉局
件 名	衛生研究所について		
(健康部衛生研究所)			

ご指摘のとおり、衛生研究所本館は昭和40年に建築されたもので老朽化が進んでおり、現在は施設の修繕を重ねながら機能維持に努めています。今般、新型コロナウイルス対策など衛生研究所の役割は非常に重要なものとなっており、その機能の維持・向上が求められる中、施設整備に向けて具体的な検討を進めているところです。

番 号	陳情第50号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナワクチンについて (健康部保健所感染症対策課)		

新型コロナワクチンの接種につきましては、予防接種法に基づく臨時接種として位置づけられており、厚生労働大臣の指示により広く全国の市町村において実施されているところです。接種に使用されるワクチンにつきましては、新型コロナウイルス感染症の発症予防等について、その有効性と安全性に関して厳格に審査が行われ承認されたものと承知しています。また、接種は、受ける方の同意がある場合に限り行われ、副反応による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済が受けられることとなっています。

本市としましては、引き続き、希望されるすべての方が安心、便利、迅速に接種を受けられる体制を構築し、市民の皆様の安全を守る取組を進めてまいります。

番 号	陳情第51号	所管局	子ども青少年局			
件 名	児童自立支援施設について					
第1項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>令和元年8月以降、大阪府立施設内に対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える寮舎等の整備等必要となる受け入れ体制をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、堺市内での施設整備から方針転換し、大阪府への事務委託継続に向けた協議を大阪府と重ねてきました。</p> <p>その結果、令和3年1月に大阪府と事務委託継続について合意し、令和3年度第1回市議会において大阪府への事務委託継続に向けた令和3年度予算及び現在の事務委託延長の議案が議決されたこと、また、大阪府においても事務委託継続に向けた府立施設の整備に着手したことから、令和3年5月28日に「堺市立児童自立支援施設基本計画」を中止しました。</p> <p>今後は、大阪府立施設内において、寮舎等の整備を進め、新たな寮舎を令和6年4月に開所できるように大阪府と協力していきたいと考えています。</p>						
第2項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>堺市立児童自立支援施設基本計画は、堺市内での施設整備を前提に策定しましたので、基本方針の「地域とのつながりのある施設運営」など実現がかなわないものもありますが、堺市として、できる限り当該基本計画の基本方針に沿った対応ができるように、子ども相談所の体制強化、教育委員会や関係機関との連携を密に行うことによる子どもたちへの積極的な関わりを充実することや、修徳学院への職員派遣などについて検討を進めていく予定です。</p>						
第3項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>これまでの市議会での質疑により答弁、説明していることから、記者会見等を行う予定はありません。</p>						

番 号	陳情第52号	所管局	文化観光局			
件 名	美術館について					
(文化部文化課)						
<p>現在、堺市が所蔵するアルフォンス・ミュシャ作品は、堺 アルフォンス・ミュシャ館において、また所蔵美術作品については、東文化会館ギャラリーやさかい利晶の杜等で、毎年所蔵美術作品展を開催し、市民をはじめ多くの皆様に鑑賞いただける機会を設けています。</p> <p>現時点において、堺 アルフォンス・ミュシャ館及びギャラリー機能のある堺市立文化館が美術館に相当する施設と考えておりますが、令和2年3月に確定した「堺・世界遺産魅力創造ロードマップ」において、博物館、アルフォンス・ミュシャ作品等の所蔵作品の展示機能を備えた（仮称）堺ミュージアムの整備が示されており、現在、具体的な規模や整備手法、工程等について検討を進めているところです。</p>						

番 号	陳情第53号	所管局	文化観光局
件 名	堺台場について		
(文化部文化財課)			

台場は、幕末の外国船来航に対する海岸防備のため各地に築かれた砲台を備える軍事施設です。当時幕府の直轄地であった堺の港口には、安政2年（1855年）北台場が、安政5年（1858年）に南台場が堺奉行所によって築かれました。両者ともに堺台場跡という埋蔵文化財包蔵地として周知されています。

北台場は明治4年（1871年）の暴風雨によって遺構が失われましたが、南台場は大浜公園内に石垣や土壘が現在も良好に残っており、見学することができます。

昨今は、各地の台場研究が進展し様々な情報が発信され堺台場跡が広く知られるようになりました。引き続き、幕末から明治の土佐十一烈士墓や旧堺燈台などと同じく、堺の歴史にとつて欠くべからざる歴史遺産としてその価値が損なわれることのないよう必要な措置を講じてまいります。

番 号	陳情第54号	所管局	文化観光局
件 名	北区の地域文化施設について		
<p>(文化部文化課)</p> <p>北区には、定員846人のイベントホールで講演会、研修会、コンサートなどの開催が可能な堺市産業振興センターがございます。また周辺には、定員400人のホールを有するサンスクエア堺や令和元年10月1日にオープンしたフェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）もございます。</p> <p>フェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）には、2,000席の大ホールと312席の小ホールを設えており、多様な文化芸術を創造・発信し、優れた舞台芸術に身近に触れることができるほか、地域の皆様の楽器演奏やコーラス、ダンス等様々な文化活動にも利用いただけます。</p> <p>現在、北区に新たな文化施設を建設する予定はございませんが、今後も用途に応じ、市内公共施設のご利用をお願いいたします。</p> <p>また、近年、文化芸術を活用した子育て・教育・福祉等の様々な分野における社会的課題の解決が求められていることから、関係団体と連携して、福祉施設、病院、地域会館、学校等などでのアウトリーチ活動や動画配信などを推進しており、引き続き、文化会館に限らず、市民の方々が文化芸術に親しむことができる機会の充実にも取り組んでまいりたいと考えています。</p>			

番 号	陳情第55号	所管局	文化観光局			
件 名	スポーツ施策について					
(スポーツ部スポーツ推進課)						
<p>ワールドマスターズゲームズ2021関西（以下、「大会」）は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2022年5月に延期されました。現在、大会組織委員会を中心に、経済界及び開催地域である9府県と3政令市の各地方自治体が実行委員会を形成し、大会開催に向けた準備を進めています。</p> <p>一方で、新型コロナウイルスの変異株による感染拡大が続く中、大会の開催趣旨である「参加者同士・参加者と地域との交流、スポーツツーリズムの実現」を尊重し、いかに安全安心な大会運営を行うことができるかについて、大会組織委員会と関係自治体が協議を重ねているところです。本市としましても、安全安心な大会となるよう府内関係部局の意見もふまえ、大会組織委員会と協議を進めてまいります。</p> <p>なお、大会開催の可否はもとより、大会運営における新型コロナウイルス感染症への対応等についても、決定次第速やかに市民の皆様をはじめ関係者等に広く周知してまいります。</p>						

番 号	陳情第56号	所管局	建築都市局			
件 名	堺環濠都市北部地区について					
<p>第1項、第2項、第3項、第4項（都市計画部都市景観室）</p> <p>景観規制については、地域の方々の合意形成のもと、地域にふさわしい景観形成に向けて取り組んでおり、今後、地域への説明方法や意見交換の時期について、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら取り組みます。</p> <p>また、協働の取組について、行政は市民活動団体などとも役割分担と協力関係を形成し、協働による地域課題解決・新たな社会づくりを進めていくことが求められていることから、それぞれの立場や特性を認め合い、公平性を確保しながら、「歴史文化を活かしたまちづくり」の共通する課題の解決や目的の実現に向け、協働の取組を進めます。</p>						

番 号	陳情第57号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
第1項（交通部公共交通担当）						
<p>本市では、今後、毎年度40億円から50億円の収支不足が続く厳しい財政状況であることから今年2月に「堺市財政危機宣言」を発出しました。市民の皆様の命と暮らしを守り、将来世代に対する責任を果たすため、今年8月に「財政危機脱却プラン（素案）」を公表しました。</p> <p>今後、当プラン策定の手続きが進められますが、おでかけ応援制度については、当プランに基づき見直す予定です。</p>						
第2項（交通部交通政策担当）						
<p>泉北高速鉄道通学費負担軽減事業は、泉北ニュータウンへの子育て世代の定住・誘導を目的として、平成29年1月に事業を開始し、泉北高速鉄道と南海電鉄を乗り継いで通学している方に、通学定期乗車券購入費の一部として1日48円を補助するものです。</p> <p>本市では、今後、毎年度40億円から50億円の収支不足が続く厳しい財政状況であることから今年2月に「堺市財政危機宣言」を発出しました。市民の皆様の命と暮らしを守り、将来世代に対する責任を果たすため、今年8月に「財政危機脱却プラン（素案）」を公表しました。</p> <p>今後、当プラン策定の手続きが進められますが、泉北高速鉄道通学費負担軽減事業については、当プランに基づき見直す予定です。</p>						

番 号	陳情第58号	所管局	建築都市局			
件 名	交通対策について					
<p>第1項（交通部交通政策担当・公共交通担当）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・生活福祉部地域共生推進課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に65歳以上の堺市民の方が1乗車100円でご利用できる制度です。</p> <p>おでかけ応援制度のさらなる拡充については、キャッシュレス化などについて、関連技術の動向や進展等を踏まえ、決済事業者や交通事業者と連携し、利用者の更なる利便性が図られるよう取り組みます。</p> <p>今後とも制度の趣旨を踏まえ利便性の良い、おでかけ応援制度の運用に努めます。</p> <p>子どもについては、バス会社の各路線において小児運賃等の割引制度が設けられておりますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。</p> <p>身体障害者及び知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けています。バスにつきましても、バス会社によって適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>生活にお困りの方の相談支援については、生活困窮者自立相談支援機関である堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」や各区保健福祉総合センター生活援護課で実施しています。現状において、おでかけ応援バス制度の対象とすることは考えておりませんが、生活にお困りの場合は、上記機関にご相談ください。</p>						
<p>第2項（交通部交通政策担当）</p> <p>泉北高速鉄道通学費負担軽減事業は、泉北ニュータウンへの子育て世代の定住・誘導を目的として、平成29年1月に事業を開始し、泉北高速鉄道と南海電鉄を乗り継いで通学している方に、通学定期乗車券購入費の一部として1日48円を補助するものです。</p> <p>本市では、今後、毎年度40億円から50億円の收支不足が続く厳しい財政状況であることから今年2月に「堺市財政危機宣言」を発出しました。市民の皆様の命と暮らしを守り、将来世代に対する責任を果たすため、今年8月に「財政危機脱却プラン（素案）」を公表しました。</p> <p>今後、当プラン策定の手続きが進められますが、泉北高速鉄道通学費負担軽減事業については、当プランに基づき見直す予定です。</p>						

番 号	陳情第58号	所管局	建築都市局			
件 名	交通対策について					
第3項（交通部公共交通担当） 公共交通の充実を求めるご意見や要望につきましては真摯に受け止め、その内容を検討し交通事業者と連携しながら、可能な限り公共交通の利便性向上や利用促進に資するよう努めていきます。						

番 号	陳情第58号	所管局	建設局			
件 名	交通対策について					
第4項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課・自転車環境整備課）						
<p>現在、堺市における自転車通行環境の整備については、自転車利用者の多いエリア、自転車事故が多い箇所、来訪者が多い地域等から優先的に整備を進める路線を抽出し、平成27年度から令和4年度までに整備する路線「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km」を策定し、令和2年度末で約38kmを整備しております。</p> <p>今後、令和5年度から開始する堺市自転車利用環境計画の策定に伴い自転車ネットワークの見直しを予定しており、自転車通学を実施している中学校の通学路についても検討していきます。</p> <p>子どもたちの通学路における自転車通学の安全確保では、幼少期からの教育が大事であるという観点において、主に小学校低学年から通学路の安全な歩行指導を、高学年では自転車運転の実技も含めた交通安全指導を行っております。また、自転車通学を行う中学校においても自転車安全教室を実施するなど、児童・生徒に向け交通安全に対する知識と意識の向上を図っております。</p>						
第5項（道路部道路整備課・土木部土木監理課）						
<p>新たな歩道の整備については、用地買収が必要となる場合が多く、時間と費用を要します。このため、地域からの要望を踏まえ、道路の幅員に応じて外側線を設置することや道路側溝に蓋を掛けることによる歩行空間の確保などを行っています。また、歩道をより利用しやすいように、水はけのよい透水性舗装への改良や波打ちの解消なども行っています。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	学校図書館について					
第1項（学校教育部学校指導課）						
<p>学校図書館については、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するために専門的知識をもった学校司書の配置を拡充することが重要であると認識しています。本市では、平成29年度から、中学校での週2日勤務の学校司書配置を開始し、令和2年度からは小学校にも週1日勤務の学校司書の配置を開始しました。令和3年度からは小学校においても週2日勤務が実現し、全小中学校で週2日勤務の配置となりました。</p> <p>今後、配置による効果について検証を行い、人材確保や人材育成を図るなど、学校図書館の充実に努めます。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	図書館行政について					
第1項（中央図書館総務課）						
<p>本市では多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備及び図書資料費に係る予算の充実に努めています。今後も読書活動を推進し、ご利用いただく方の課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めます。</p>						
第2項（中央図書館総務課）						
<p>堺市教育委員会事務局では、地震や風水害などの自然災害の発生時における災害時対応マニュアルは既に策定しています。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、臨時休館などの対応を行った一方で、電子図書館の臨時利用者IDの発行や、予約資料に限定した資料の貸出有償郵送サービスのモデル実施などといった非来館型サービスを行ってきました。</p>						
<p>なお、臨時休館明けは滞在時間に制限を設けるなどの徹底した感染防止対策を行ったうえで開館しています。これからも利用者が安全に安心して利用できる図書館サービスの継続実施に努めます。</p>						
第3項（中央図書館総務課）						
<p>司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員が重要であると認識しています。</p>						
第4項（中央図書館総務課）						
<p>パブリックコメント制度にて寄せられたご意見を踏まえ、令和2年7月に「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を策定しました。今後、基本指針に沿ったサービスの拡充、重点項目への取組や、新たな機能を持つ施設等の整備など、計画策定に取り組みます。</p>						
第5項（中央図書館総務課）						
<p>本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第32条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。今後もサービスを長期にわたって安定的に提供することができるよう図書館の運営に努めます。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	公立幼稚園について					
第1項（教育センター能力開発課・教職員人事部教職員人事課）						
存置する4園については、研究実践園としての役割や支援を要する子どもたちが増えている状況等を踏まえ、園運営の課題等について検討します。						
第2項（学校管理部学校施設課）						
幼稚園施設や設備の整備については、存置する4園において、3年保育と預かり保育の実施に伴い空調設備（エアコン）の設置を完了するなど、必要に応じて整備を行っています。今後も必要な整備を行うことで教育環境の向上を図ります。						
第3項（学校管理部学校給食課・教育センター能力開発課）						
幼稚園給食の実施については、課題の一つと考えています。 幼児期においては、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味関心を通じて自ら進んで食べようとする気持ちが育つよう、公立幼稚園ではお弁当等を活用した食育を行っています。						
第4項（教育センター能力開発課・教職員人事部教職員人事課）						
閉園予定園の最終年度については、園児が少人数であっても小学校以降の子どもの発達を見通しながら教育活動を展開し、幼稚園教育において育みたい資質・能力を一体的に育んでいくよう、円滑な園運営に向けて総合的な観点から体制を検討します。						
第5項（教育センター能力開発課）						
幼児教育センターにおける情報収集・発信機能の一環として、公立幼稚園での研究の蓄積等について、今後の教育実践に有効に生かせるよう、必要な資料については保存を検討します。						

番 号	陳情第62号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	感染症対策について					
(学校教育部学校総務課)						
<p>学校におけるマスクの取扱いについては、文部科学省や大阪府が作成している学校園における新型コロナウイルス対策に係る対応マニュアルを踏まえ、堺市教育委員会として「堺市立学校園における新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を作成し、教育活動ごとに留意点を示しています。</p> <p>また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、幼児児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時にはマスクを外すなど、自分の判断でも適切に対応できるように指導することや、幼児児童生徒がマスクを外すことによって、過度の不安に陥らないよう配慮すること、自分で判断することが難しい年齢の幼児児童には、気温・湿度や暑さ指数（W B G T）が高い日に屋外でマスクを外すように、積極的に声をかけるなどの指導を行うことを各学校園へ通知しています。</p> <p>様々な事情でマスクの着用が難しい幼児児童生徒については、それぞれの状況にあわせて適切に対応し、また、国からの通知等を参考に周囲に理解を促すよう学校園に通知し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、取り組んでいます。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	教育委員会事務局
件 名	少人数学級について		
第1項、第2項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部学校施設課）	<p>本市では現在、小学校において1・2年生で35人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しております、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p>		

番号	陳情第64号	所管局	教育委員会事務局			
件名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号。以下「条例」という。）に基づき市の事業として実施しており、運営事業者の選定においては、公募型プロポーザル方式により、価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査して決定を行っています。</p> <p>なお、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実に行い、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮を依頼しています。</p> <p>委託契約の契約期間は、単年度での契約が原則となっていますが、本事業では、運営事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間とっています。</p> <p>また、本市では、運営状況を把握するため、平成29年度より利用者アンケートを実施しています。令和2年10月実施の利用者アンケートにおいては、利用保護者によるルームの利用に関する評価が「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせて9割を超える結果となっており、円滑に事業運営できているものと判断しています。</p> <p>今後も利用保護者等の意見を聴取し、事業の改善に努めます。</p>						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置については、国では参照基準として各地方自治体で1人とすることも可とされていますが、条例に基づき、支援の単位ごとに2人としており、利用児童数に応じて配置しています。</p> <p>また、令和3年度においては、統計基準日の5月1日から8月現在の利用児童数は、休室児童数を除き160人以下で推移しており、支援の単位は4組織、必要な指導員数は8人のままで、利用率換算の影響は生じていません。</p>						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>そのような中、指導員の待遇改善については、課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーションの向上につながるよう特に各事業者が人件費の確保が行えるよう引き続き予算の確保に努めます。</p> <p>なお、慰労金の追加支給等については、現在のところ予定していません。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

新金岡小学校のびのびルームにおいては、令和2年度までは利用児童数が増加傾向にあります、指導員の配置については、利用児童数に応じて定員40人に対し2人を配置しています。また、定員を設定するための利用率については、可能な限り待機児童を無くすため、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出する方法となっています。なお、令和3年度については、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、利用児童数が減少しています。

掃除機等の備品については業務仕様書において運営事業者が用意することとなっており、引き続き必要な備品を揃えることができるよう、委託費について予算の確保に努めます。

施設、設備の更新については、計画的かつ継続的な環境整備に努めています。なお、専用教室及び共用教室の床の改修については平成30年度に13校、令和元年度に10校、令和2年度は5校の改修を実施しました。

第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

指導員の方の自転車については、学校の協力のもと指定の位置に駐輪していただいている。のびのびルーム指導員用の駐輪場の設置は予定しておりません。

第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策事業の運営経費については、受益者負担の観点から一部負担金を設定しています。

なお、負担金については、きょうだい減免は実施していませんが、保護者の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。

また、急激な収入減少等で負担金の納付が困難になった家庭については、個々の事情を判断し、対応しています。

番 号	陳情第65号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>活動場所については、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めるなど学校との連携を図ります。</p> <p>令和3年度の共用教室は、生活科ルーム1、生活科ルーム2、生活科ルーム3、3年学習ルームの4教室（全て3号館2階東側）です。</p> <p>共用教室については、学校教育の目的としての利用があるため、放課後における利用方法については、引き続き学校と調整を行います。</p>						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>業務仕様書上、活動場所が離れているルームにおいて、指導員同士の連携を図るために必要な携帯電話などの備品等は運営事業者が用意することとしています。</p> <p>本市としては、適正に業務が履行されているとの認識ですが、引き続き巡回訪問によりルームの現状を確認します。</p>						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課・学校管理部学校施設課）（建築都市局建築部建築課）						
<p>現在、百舌鳥小学校では、施設整備事業を行っており、校舎解体や体育倉庫棟新築、既設校舎改修などの工事を進めています。</p> <p>夏季休業期間を利用して行う既設校舎の改修工事では、庁内関係各課間の事前の情報共有や連携が不足し、放課後児童対策等事業の活動における動線の確保や既設校舎の清掃等において不十分な事象が発生しました。ご指摘いただいた後、工事関係者と利用者の動線分離や粉じん対策の徹底、工事範囲外での活動場所の確保等、状況に応じた対応を行いました。</p> <p>今後は、庁内関係各課間はもとより、放課後児童対策等事業運営事業者との情報共有や連絡調整を確実に行い、工事を進めます。</p>						
第4項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>百舌鳥小学校のびのびルームにおける基本配置数は、令和3年5～8月は10人となっています。</p> <p>配慮を要する児童への対応等のための追加配置指導員（以下「加配指導員」という。）の認定数は、令和3年5・6月は7人、7・8月は8人となっています。</p>						

番 号	陳情第65号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第4項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>令和3年5～7月において、百舌鳥小学校のびのびルームで基本配置指導員数が不足している日はありません。</p> <p>また、月別の開設日数及び加配指導員の認定数に対して配置していない日数については次のとおりです。</p> <p>令和3年5月の開設日数は23日、認定数に対して配置していない日数は16日、うち1名不足が4日、2名不足が1日、3名不足が5日、4名不足が3日、5名不足が3日です。</p> <p>令和3年6月の開設日数は26日、認定数に対して配置していない日数は21日、うち1名不足が4日、2名不足が6日、3名不足が5日、4名不足が4日、5名不足が1日、6名不足が1日です。</p> <p>令和3年7月の開設日数は25日、認定数に対して配置していない日数は20日、うち1名不足が3日、2名不足が3日、3名不足が1日、4名不足が7日、5名不足が1日、6名不足が1日、7名不足が2日、8名不足が2日です。</p>						
第4項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>必要な指導員については、本事業の業務仕様書及び企画提案に基づき、運営事業者が確保することとなっていますが、本市としましてもホームページにおいて、運営事業者の指導員等の募集の記事等を掲載しています。</p>						
第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>そのような中、指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。</p>						
第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本来、放課後ルームの活動場所は図書室1室としていますが、図書室で昼食の喫食ができないため、これまでも長期休業中等には、エアコン付きの教室を学校から一時的に借用しています。當時2教室を活動場所として借用するものではないため、ご理解をお願いします。</p>						
第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、随時、学校に対して必要に応じて専用教室や共用教室以外の活動場所の確保について配慮依頼を行っており、引き続き児童が安心安全にのびのびルームや放課後ルームを利用できる環境の提供と感染リスクの低減に努めます。</p>						

番 号	陳情第65号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

百舌鳥小学校のびのびルームの利用登録者数は、令和3年6月215人、7月218人、8月215人（休室除く）です。

百舌鳥小学校放課後ルームの利用登録者数は、令和3年6月34人、7月34人、8月33人です。

番 号	陳情第66号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策等について					
第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>これまでに、マスク等、入手困難な衛生用品等については、市が中心となり確保に努めてきました。今後も、供給状況を見ながら、衛生管理に必要な物資の購入等、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資が発生している場合には確保に努めます。</p> <p>今後も事業者と情報を共有し、必要な対応に努めます。</p>						
第1項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>しかしながら、指導員への慰労金については、現在のところ予定していません。</p>						
第2項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置については、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例45号）に基づき、支援の単位ごとに2人としており、そのうち1人を放課後児童支援員としています。なお、国では参考基準として指導員の配置は支援の単位ごとに各地方自治体の判断で1人とすることも可としていますが、本市では2人としています。</p> <p>なお、本市が開設している支援の単位に必要な放課後児童支援員数及び活動場所は確保できており、日々の出席児童数の状況に応じて、柔軟に活動できると考えています。</p>						
第2項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>待機児童解消のため、活動場所については、国の基準を遵守しつつ、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。</p> <p>また、学校によって利用児童数が異なることから、当該校の状況に応じた工夫を行いながら活動を行っています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良の児童を休ませることができる場所については、各学校に配慮をお願いしています。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策等について					
第2項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>事業実施に必須である、放課後児童支援員を養成するため大阪府が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」については、本市としても計画的に受講枠の確保に努めています。この研修の受講により、放課後児童支援員の目的や制度の内容、子どもの発達などの基礎知識、子どもの生活や遊びの支援、安全対策など必要な知識・技能の習得を図っています。</p> <p>また、業務運営に必要であると考える分野の研修については業務仕様書で規定し、各運営事業者において研修を実施している他、大阪府が実施する放課後児童支援員等資質向上研修等の各種研修の情報について、各運営事業者に対し案内を行っています。</p>						
第3項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>事業者変更があった場合の保護者説明会の開催方法については、今後も多くの保護者が参加できるよう検討します。</p>						
第3項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会は、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則（平成25年規則第11号）により、審議、検討又は協議に係る未だ検討段階にある情報について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性等の確保の観点から、非公開としています。</p> <p>また、すぐれた運営事業者を選定するため、教育、保育や障害児教育に専門性をもつ委員等により、提案事業者の提案書等を審議し、選定しています。</p>						
第3項（3）（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策等事業をさらに充実し、利用者にとってより良いものとするため、公募型プロポーザル方式により、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p> <p>プロポーザル参加資格については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定等、関係法令に基づいています。</p> <p>また、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実に行い、指導員の継続雇用等についても新事業者に配慮を依頼しています。</p>						
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の待遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策等について		

第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識しています。また、放課後の施策が利用するすべての児童にとってよりよいものとなるよう、今後の進め方についても検討を行います。

令和3年 第3回市議会(定例会)陳情回答綴

令和3年10月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-21-0059